

第43回評議員会（平成29年6月17日）

3号議案 決議 役員の報酬

- 1 役員の報酬の総額は、1会計年度について120万円の範囲とする。
- 2 理事長の報酬については、「理事長の報酬等の規程」（平成15年4月1日施行、平成16年12月1日改正・施行）による。
- 3 理事長以外の役員は、無報酬とする。

